

## 西尾市 課税標準の特例(例)

資産の種類		特例率	適用条件	添付書類
公共の危害防止 施設等	汚水・廃液処理施設	1/3	平成30年3月31日までの取得分	処理施設設置届出書の写し、設計図面の写し
		1/2	平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	
	大気汚染物質処理施設	1/2	平成30年3月31日までの取得分	
			平成30年4月1日から令和2年3月31日までの取得分	
	土壌汚染物質抑制施設	1/2	平成30年3月31日までの取得分	
			平成30年4月1日以降の取得分は特例該当なし	
	ごみ処理施設	1/2	平成30年3月31日までの取得分	
			平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	
	一般廃棄物最終処分場	2/3	平成30年3月31日までの取得分	
			平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	
産業廃棄物処理施設	1/3	平成30年3月31日までの取得分		
		平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分		
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の施設	1/2	平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分		
下水道法に規定する除害施設	3/4	平成30年3月31日までの取得分		
		平成30年4月1日から令和4年3月31日までの取得分		
	4/5	令和4年4月1日以降の取得分（注1）		
浸水防止用設備 （課税から5年度分）	2/3	平成29年4月1日から令和5年3月31日までの取得分	浸水防止設備の設置が確認できる書類の写し	
内航船舶	1/2	期限なし	事実を証明する書類	

(注1) 令和4年4月1日以降取得分は、新たに下水道の排水区域となったことにより、除害施設の設置義務が生じる既存事業者に限る。